
プロジェクト 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した
会計処理の原則及び手続」に関する開示

項目 第 410 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 410 回企業会計基準委員会（2019 年 6 月 13 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

会計基準の開発方針

【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、会計基準の開発方針に関して次のことを提案した。
 - (1) 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」が、重要な会計方針の開示の対象に含まれることを明らかにする定めを開発する会計基準に記述する方向で基準開発を行う。
 - (2) 上記(1)の対応を行うにあたり、企業会計原則注解（注 1-2）における定めを引き継ぐ形で会計方針の開示を求める。

【第 410 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

3. 特に意見は聞かれなかった。

開示目的

【ASBJ 事務局の提案】

4. ASBJ 事務局は、開示目的を次のように定めることを提案した。

重要な会計方針に関する注記は、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とする。

これは、会計処理の対象となる会計事象や取引（以下「会計事象等」という。）に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合（特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、企業が会計処理の原則及び手続を策定して適用する場合をいう。）も同様である。

【第 410 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

5. 特に意見は聞かれなかった。

重要な会計方針に関する注記

【ASBJ 事務局の提案】

6. ASBJ 事務局は、開発する会計基準において、注記事項を次のように定めることを提案した。

1. 財務諸表には、重要な会計方針について、採用した会計処理の原則及び手続の概要を注記しなければならない。
2. 会計方針の例としては、次のようなものがある。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - (4) 繰延資産の処理方法
 - (5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - (6) 引当金の計上基準
 - (7) 収益及び費用の計上基準
3. 会計基準等の定めが明らかであり、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、当該会計方針の注記を省略することができる。

【第 410 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

7. 特に意見は聞かれなかった。

以 上